

洋上風力発電設備設置船のヘリコプタ施設に関する事項

改正規則等

鋼船規則 O 編
鋼船規則検査要領 O 編及び R 編

改正事項

洋上風力発電設備設置船のヘリコプタ施設に関する事項

改正理由

本会は、洋上風力発電設備設置船の船体、機関及び艀装等の各要件について鋼船規則 O 編 11 章に規定している。洋上風力発電設備設置船のヘリコプタ施設には、防火構造及び脱出設備並びに消火設備については、SOLAS 条約 II-2/18 規則を取り入れている R 編 18 章が適用されるが、その他ヘリコプタ甲板の強度要件等の要件については適用が明確ではなかった。

このため、ヘリコプタ施設に関連する個々の要件について適用が明確となるよう関連規則を改めた。

改正内容

洋上風力発電設備設置船のヘリコプタ施設に適用する要件を規定した。

改正条項

鋼船規則 O 編 11.11, 11.12, 11.13, 11.14, 11.15
鋼船規則検査要領 O 編 O11.11
鋼船規則検査要領 R 編 R18.5.1